

議員案第29号小金井市立中学校給食費補助金の交付に関する条例 訂正表

訂正箇所	訂正前	訂正後
第3条中	補助金の額は、生徒1人当たり1,800円に学校給食を受けた月数を乗じた額とし、予算の範囲内において交付するものとする。	補助金の額は、1食当たり111円に学校給食提供回数を乗じた額とし、予算の範囲内において交付するものとする。

議員案第49号小金井市公立保育園の在り方検討委員会設置条例 訂正表

訂正箇所	訂正前	訂正後
第4条第1項中	委員の任期は、委嘱された 日から令和5年3月31 日までとする。	委員の任期は1年とし、再 任を妨げない。